

(株) ぽーれぽーれ介護職員等特定処遇改善手当に関する内規

(制定：令和1年10月1日)

(目的)

第1条 この内規は、給与退職金規程第3章手当（一時金）第27条に追加事項として、介護職員等特定処遇改善計画書に基づき賃金の改善を行うにあたり、基本的な考え方や対象者、支給方法等定める。

(基本的な考え方)

第2条 令和1年10月1日から施行される介護職員等特定処遇改善手当の賃金項目を「特定処遇改善手当」とし、**3つの事業所**（グループホーム・四十万デイ・野々市デイ）を**一括し**、各事業所の**管理者**（ホーム長・センター長・所長・主任・副主任等）の**賃金改善を大幅に行い管理者の意欲向上と介護職員のキャリアアップ**（専門的知識や能力の向上、昇進、高給等）を図る。また、**介護職員以外**の看護師や理学療法士、鍼灸マッサージ、事務員、運転手、厨房職員等**幅広く支給対象**とした。

(ABCの分け方)

第3条 2019年介護報酬改定に伴い、介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたり必須要件と事業所の裁量で決めることができる要件がある。必須的要件にABCのグループ分けと改善額（平均）の比率をA：B：C=2：1：0.5と決められている。Bを1とし、Aは2倍以上、Cは0.5倍以下としなければならない。更にAは、賃金改善を行った結果年収440万以上または、月額8万以上の賃金改善を行わなければならないとなっている。

2 ABCのグループ分けについて（66歳以上は対象外とした）

Aの要件：・介護福祉士を取得している。

- ・10年以上の介護の経験があること（他法人経験も含む）。
- ・管理者（ホーム長・センター長・所長・主任）であること。
- ・3つの事業所から各1名 計3名。

Bの要件：・A以外の管理者。

- ・介護職員（正社員、パート、定年後再雇用、無資格者）。
- ・A以外のすべての介護職員。

Cの要件：・介護職員以外の職員（看護師や理学療法士、鍼灸マッサージ師、事務職員、デイサービスの運転手、厨房職員）

(賃金改善)

第4条 以下の通り月額賃金改善を図る。

趣旨は、管理者の賃金アップ・意欲向上と介護職員の管理者を目指したキャリアアップ及び介護職以外の職種への配慮。

A・3名 管理者 年収440万円以上（月額：10,000円～15,000円）

B・7名 管理者・次期管理者候補（月額：10,000～16,000円）

次期管理者候補については所属管理者・統括所長等で選出する。

また、次年度変更する場合もある。

・14名 介護職員・介護福祉士（月額：4,500円）

・5名 介護職員・無資格・兼務（月額：2,500～4,000円）

・8名 介護職員 パート定年後再雇用者（月額：2,500～5,000円）

C・2名 8時間勤務者（3,000円）

・6名 パート定年後再雇用者（2,000円）

2 賃金項目「特定処遇改善手当」とし毎月月末給与と一所に支給する。

支給額に関しては、A3名：平均12,667円(10,000～15,000円)管理者（主任含む）B34名：平均5,573円(2,500～16,000円)、C8名：平均2,250円

(2,000～3,000円)。但し、新型コロナウイルス感染や異常気象等により、当初予定していた実績を下回る場合は、月額の金額を減額する場合があります。

実施期間は令和2年6月末の給料時から令和3年5月末の給料時とし、令和2年度の特定処遇改善加算の実績に基づき、残金は令和3年5月末に「賞与」として一括支給する。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、代表取締役社長の承認を必要とする。

附則

この内規は、令和1年10月1日から施行する。

改定：令和2年6月1日より施行する。